平成２６年（フ）第３２号
福島県白河市郭内39番地
破産者　福田　敏子
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地69
破産者　足立　勝彦
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
新潟県上越市御殿山町18番21号
破産者　村澤　敏行
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１６号
岐阜県郡上市白鳥町白鳥1032番地２、前住所岐阜県安八郡輪之内町里605番地の７
破産者　大久保小百合
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１２０号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番48―802号
破産者　シャングリ・ラこと　福辻　順一
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３４号
大阪市都島区都島本通１丁目９番11―103号
破産者　尾中　秀途
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７１号
大阪市淀川区三国本町１丁目14番32―309号
破産者　若狭　孝道
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０８号
大阪府門真市新橋町13番１号　第３東ビル505号
破産者　中島　利行
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７２号
大阪市城東区関目６丁目６番24―601号
破産者　中野　達夫
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７８号
大阪市港区築港１丁目７番８―703号
破産者　神鳥　勇次
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２号
埼玉県富士見市鶴瀬西３―20―25、開始決定時の住所岡山県津山市北町７番地１
破産者　柳澤　雅人
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７６８号
広島市安佐北区可部７丁目15番17―11―103号
破産者　東　　良太
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９号
北九州市小倉北区白銀２丁目４番３―706号
破産者　清水　由美
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１１号
北九州市小倉北区片野４丁目17番８―605号
破産者　森田　章収
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４号
岩手県九戸郡軽米町大字山内第25地割17番地
破産者　小笠原一臣
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２３号
茨城県古河市古河143番地５　チョコレートヒルズ古河402号
破産者　本宮　政男
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２０１２号
横浜市戸塚区川上町411番地６　東戸塚ガーデンハウス壱番館606号
破産者　伊東　祥能
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２号
長野県松本市小屋南１丁目30番３号
破産者　塚原　義貞
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部